

特別支援学校向け消費者教育用教材等制作検討会（第2回）

議事概要

■日時：令和2年10月27日（火）13：00～15：00

■場所：消費者庁及び消費者庁新未来創造戦略本部会議室（Webシステムにより接続）

■出席委員

井上座長、小野座長代理、丸山委員、矢吹委員

（その他、オブザーバーとして文部科学省、徳島県が出席）

■検討会における主な意見

- ・まずは約束と契約の違いを理解させることが大切であり、導入として生徒の身近な実体験を盛り込むのがよい。
- ・文章は文節で区切ると読みやすい。
- ・クレジットカードの説明は時系列で示すよりも、消費者、店舗、カード会社の三者を三角形で示すイラストが分かりやすい。
- ・収入と支出については、具体的な事例を当てはめたものがあると分かりやすい。
- ・「お断りします」のイラストで、×がついているが「断る」ことがダメという意味として伝わるかもしれないので×を取る方がよい。
- ・キャッチセールスや名義貸しの事例を扱うところでは、名前は書かずに相談する、知らない人に言われても名前は書かない、信頼をおける人に相談するということを授業で強調するのがよい。
- ・全体を通して、事例を扱うスライドは、通常のスライドと色分け・目印を付けると教員が選びやすく、わかりやすい。
- ・自分の名前を書くときには慎重になる必要があるということを生徒に伝えることが大切。

■今後の予定

12月に教材案を活用した試行授業を行う予定。

以上